

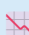




雇用調整助成金

～ 原材料高・資材不足・供給制約でお困りの事業主さまへ ～

こんな場面、思い当たりますか？

-  資材・部材の入荷が遅れていて、仕事の着手・進行が止まっている
-  資材不足や価格高騰で工程・作業を延期している
-  受注はあるのに、予定どおりに仕事が進められていない
-  現場・作業が動かせず、従業員を休ませる日が増えている
-  従業員を休ませているが、休業手当の負担が重くなっている

ひとつでも当てはまる場合、雇用調整助成金の対象となる可能性があります。

■ 雇用調整助成金とは

景気の変動や経済上の理由で事業活動が縮小したとき、従業員を解雇せずに「休業・教育訓練・出向」のかたちで雇用を維持した事業主に対して、その休業手当などの一部を国が助成する制度です。

✓ 助成率：休業手当の **3分の2 (中小企業)**

1人1日あたり上限額：**8,870円** (令和7年8月1日時点)

✓ 注意：コロナ特例時とは制度の内容・要件が異なります。現在は「通常制度」が適用されています。

■ 主な確認ポイント (3つ)

以下の3点が揃っていると、制度の活用を検討できます。詳しい要件の確認はお気軽にご相談ください。

① 事業活動の縮小	最近3か月の売上高・完成工事高・生産量などの月平均が、前年同期比で10%以上低下していること
② 雇用を維持	従業員を解雇せず、労使協定を結んだうえで休業・教育訓練・出向を実施していること
③ 対象となる従業員	雇用保険に加入して6か月以上経過している従業員であること

△ 休業を実施する前に、計画届をハローワーク等へ提出しなければ助成金は受けられません。

提出期限は休業開始日の前日まで(初回は原則2週間前)です。休業後に提出しても対象外となります。

「休業が必要かもしれない」と感じた時点で、すぐにご相談ください。

■ ご相談時にご用意ください

以下の書類をお手元にご用意いただくと、スムーズにご確認できます。

事業活動の状況がわかるもの

- 直近3か月分および前年同期3か月分の月次売上高がわかる資料（試算表・総勘定元帳・月次損益計算書など）
- 売上高での確認が難しい場合は、完成工事高・生産量・出荷量・受注件数など事業活動の状況がわかるもの（工事請負契約書・生産実績表・出荷伝票など）

他に必要となる書類

- 従業員数がわかるもの（労働者名簿・会社組織図など）
- 就業規則・給与規定（所定労働日・所定労働時間・賃金締切日が確認できるもの）
- 賃金台帳・出勤簿（直近のもの）
- 資本金額・主たる事業内容がわかるもの（会社案内・法人税確定申告書など）

※計画届の提出後は、実際に休業等を実施した記録（休業実績一覧表・シフト表など）の整備も必要です。

■ 対象になるか分からない場合もご相談ください

「うちは対象になるの?」という段階からご相談いただけます

要件を満たしているかどうか分からない場合でも、
現状をお聞きして一緒に確認します。

☎ **お電話でのご相談 043-272-3081**

受付時間：平日 9:00～17:00

✉ メールでのお問い合わせも受け付けております。

あとかき

原材料高や供給制約の影響もあり、雇用調整助成金への関心が高まっています。

ただし、現在は通常制度となっており、要件や手続きも以前とは異なります。思い込みで進めてしまうと、想定どおりに活用できないケースもありますので、事前に全体像を整理しておくとう安心です。

不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

萩野

